

第385回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年12月25日(金)午後2時45分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1番 江口勘四郎委員 2番 長沼健司委員 3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員 5番 山口久志委員 6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員 8番 松田陽一委員 9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員 11番 鈴木萬四郎委員 12番 渡邊智春委員

~~13番 後藤敏秀委員~~ 14番 原田広幸委員 15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 9人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、加藤潔推進委員、齋藤吉昭推進委員

金子俊信推進委員、鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員

鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 13番 後藤敏秀委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第430回農用地利用集積計画(利用権設定)について

日程6 議 第4号 上山の農業の振興に関する計画(上山27号振興計画)の策定に係る意見について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程12 報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取消について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、12月17日に告示になりました、第385回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和2年12月17日、上山市農業委員会告示第15号により、令和2年12月25日、第385回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和2年12月18日付け農委第186号をもって、第385回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第385回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、13番、後藤敏秀委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田とも委員、14番、原田広幸委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1から3は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員兼農業、〇〇氏、看護師兼農業、及び〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼会社役員であります。下生居地内の畑5筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村正委員 整理番号1から3について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんは〇〇の社長になります。土地は〇〇さんの家の近くであり、遊休化しており気になっていると事前に相談がありました。許可が下りれば周りをきれいにしたいとのこと。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1から3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。高松地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。5番、山口久志委員。

山口委員 整理番号4について、現地調査の結果を報告します。12月22日に〇〇さんに電話でお話を伺いました。〇〇さんの隣を耕作しており、譲り受けるとのことです。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇株式会社、建設業であります。中山地内の田1筆の一部について濁川の護岸工事に伴い現場事務所を設置するため一時転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整

理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第430回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第430回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。22件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。関根及び三上地内の田5筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第430回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。牧野地内の畑6筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第430回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、長沼委員の退席を求めます。

(〇〇委員、退席)

議長 それでは、整理番号4について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。皆沢地内の田2筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第430回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号4については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、〇〇委員の着席を許可します。

(〇〇委員、着席)

議長 次に、整理番号5から22については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5から22について説明いたします。農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て公益財団法人〇〇です。田畑37筆について賃借権または使用賃借権を設定するものです。利用目的は水稻が11件、ワイン用ぶどうが3件、ぶどうが2件、すいか、大豆及びりんごがそれぞれ1件となっております。土地の所在や所有者、契約年数等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第430回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号5から22については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました

議長 日程6、議第4号、上山の農業の振興に関する計画（上山27号振興計画）の策定に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、上山の農業の振興に関する計画（上山27号振興計画）の策定に係る意見についてご説明いたしますので、別冊、議第4号及び議第4号資料をご覧ください

ください。まず、議第4号資料を基に、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）についてご説明いたします。資料左側をご覧ください。農用地域につきましても、市町村が農業振興地域整備計画において農用地域を設定しており、区域内の農地は原則転用不許可となっております。また、農用地域からの除外も非常に難しくなっております。しかしながら、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）に位置付けられた施設の用に供する場合は、農用地域からの除外が可能となり、また、除外後の農地が原則転用不許可である第1種農地であっても転用許可が可能となります。資料右側をご覧ください。27号計画の概要について説明いたします。計画の策定主体は市町村です。対象施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設であり、農家住宅、農家民宿、農家レストランなどになります。また、要件として、施設に供される土地が妥当な規模を超えないこと、他用途にすることが必要かつ適当で農用地域以外に代替地がないこと、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼさないことなどがございます。また、手続きとして、農業委員会からの意見聴取、30日間の縦覧等が必要となります。続きまして、計画の内容についてご説明いたしますので、議第4号、上山の農業の振興に関する計画（上山27号振興計画）の12ページをお開きください。施設の種類の農家民宿、施設の位置は上山市原口字東原13番他8筆、施設の用に供する土地の規模は2,002㎡、施設建設時等の開始予定時期は令和3年6月となっております。なお、施設の位置図、平面図等は計画の最後にご覧いただけます。本計画策定に係る意見については、農業を営む法人が既存ワイナリーに隣接して整備する農家民宿に係る計画であり、地域の農業振興を図るものとして、本計画の策定については妥当であると認められるとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

井上委員 計画法人の収支などは確認しているのか。

事務局 今後、農振除外、農地転用と手続きが進んでいく予定ですが、農地転用の中で資金計画について確認することになります。

井上委員 事業がうまくいかず荒れてしまった場合、農業委員会がなぜこの計画を承認したのかということになる。

原田委員 計画法人は堅実な経営を行う法人であり、井上委員の懸念は大丈夫だと思う。

木村代理 年に1回、収支の報告を受けていると思うので、そちらを確認したらどうか。

事務局 収支の確認をしたところ、十分な利益が上がっております。

議長 他にございますか。

（なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。なお、11ページに位置図がございますので併せてご覧ください。3件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員です。石崎二丁目地内の畑1筆について、宅地拡張のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏、会社員です。鶴脛町二丁目地内の畑1筆について、一般住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、譲受人は株式会社〇〇、不動産業です。北町二丁目地内の畑1筆について、宅地分譲のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。7件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は公益財団法人〇〇であります。金瓶地内の田1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2及び3については関連がありますので、事

務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。〇〇農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転に伴い、高松地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号5について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第430回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、関根地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第430回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、細谷地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号7について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小穴地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。5件の届出があり、整理番号1及び整理番号3から5は相続により所有権を取得したもの、整理番号2は持分放棄により所有権を取得したものです。なお、整理番号3については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。3件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第430回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、牧野地内の畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。狸森地内の田畑39筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第430回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、皆沢地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。蔵王地内の畑2筆について申請があったものです。競売により取得したものの、当時から原野の様相を呈しており、農地としての活用が困難だったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。金谷地内の畑3筆について申請があったものです。昭和49年4月5日付けで転用許可を得て、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は〇〇氏及び〇〇氏であります。弁天二丁目地内の畑1筆について申請があったものです。昭和51年7月7日付けで転用届出を受理し、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第6号、農地法第5条の規定による届出の取消について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、農地法第5条の規定による届出の取消について報告いたしますので、議案書の18ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、会社員です。当初、〇〇氏及び〇〇氏を借り人とする予定でしたが、

金融機関から融資を受ける都合上、〇〇氏のみ借り人にする必要性が生じたため、当初の届出を取り消したものです。なお、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理についてで、借り人を変更して報告しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後3時45分)

議事録署名人

議事録署名人